

全 員 協 議 会 会 議 録

開 催 日 時	令和6年10月30日（水） 11時 00分 ～ 11時 59分
場 所	第3常任委員会室
協 議 事 項	1. 宜野湾市水道料金改定について
出 席 議 員 (欠席議員)	24名（欠席議員：宮城克）
当局出席者	上下水道局長、上下水道局次長、総務企画担当技幹、業務サービス課長、 業務サービス課業務管理係長
議会事務局 出席者	仲村局長、當山次長、平田議事担当主幹、金城主事、又吉主事
	○呉屋等 議長 宜野湾市水道料金改定について、担当課による説明、質疑応答の場を設けるため全員協議会の開催に至った。 1. 宜野湾市水道料金改定について ≪上下水道局長より、宜野湾市水道料金改定について説明を行う。≫ ○岸本一徳 議員 県の水道料金改定によって本市も改定せざるをえない、現在赤字になっているというが、もう少し詳しく説明願う。 ○上下水道局長 今月10月から県は改定している。令和6年度の影響額としては10月から令和7年3月まで、約1億3,100万円の費用増となっている。その結果、本来であれば収益で賄わなければならないが、支出額の方が高くなっているため赤字予算になっている。 ○岸本一徳 議員 県の料金改定に踏み込んだ要因は何か。資料があれば提供いただきたい。もしくは頂いた資料の中に記載があるのか。 ○上下水道局長 その県が料金改定に踏み込んだいきさつについては、県からの説明資料があるため、改めて資料を準備し提供させていただきたい。内容としては、経営の合理化等努力してきたが、県の施設の老朽化が進み更新費用、維持管理もままならない状況にあり、PFOS対策費も若干影響を受けていると説明があった。 ○山城康弘 議員 令和6年度の当初予算では約7,800万の欠損金で計上していたと記憶しているが、頂いた資料では1億3,100万円の費用増とある。この説明をいただけるか。 ○上下水道局長 令和6年度予算を議会に上程する際には7,800万余りの欠損金が生じると説明を行った。しかし、水道料金を購入する額の影響額として、23円の値上げが行われるため、この影響額が約1億3,100万円生じる。1億3,100万の費用増となったために、約7,800万の欠損金が生じることになる。

○山城康弘 議員 改定する主な理由を、県はどのように説明したのか伺う。

○上下水道局長 読み上げさせていただきます。

沖縄県企業局は、平成5年度の料金改定以降、約30年にわたって経営の合理化、経費削減に取り組み、料金を維持しつつ、県民生活や産業活動を支えるライフラインとして、安全な水の安定供給に努めてまいりました。

一方、県企業局の多くの施設は老朽化が進行しており、これらの施設の計画的な更新、東日本大震災の経験等を踏まえた災害に強い水道の構築及び本件水道のユニバーサルサービスの向上に向けた水道広域化の推進など、新たな課題や高度化・多様化する県民ニーズに適切に対応する必要があります。

今後、給水収益が伸び悩む一方、老朽化施設の更新や水道広域化に係る施設整備に伴う費用の増に加え、電気料金の上昇も相まって、経営状況の急激な悪化が見込まれ、現状のままでは老朽化の進行により、安定給水に支障をきたす可能性があります。

企業局では、これらの事業環境の変化に対応し、水道用水の安定供給を継続していくため、受水事業体、県民の皆様及び県経済にご負担をおかけすることになりますが、企業局水道料金の見直しをさせていただきたいと考えております。という説明があった。

○山城康弘 議員 老朽化に伴う更新に関しては、本来企業局が事態を想定し、経営していくべきと考える。料金に反映させ各市町村に負担させることは言語道断な話である。この状況に対し、各市町村はどのように県に説明を求めているか、もしくは何か要望などは出しているか伺う。

○上下水道局長 県が全市町村に説明をする際に、あまりにも急な説明であったため、市長名で令和5年10月30日に県へ要望書を提出している。あまりに唐突であり、周知期間も不十分あるということで、県企業局に対し、企業債を多めに借入れ、補助金を活用できないか等3点要望している。本市に限らず、他市町村からも出ていたかと思う。

○山城康弘 議員 今後、世界情勢が変わりエネルギー価格が安定しない場合も想定し、県と緻密に連携してほしい。また、県の改定価格に対し、エネルギー価格上昇分がどの程度含まれているか、当局も把握すべきと考える。本来であれば設備、施設改修も含め、県企業局がやりくりすべきだと、また、本市が要望した内容に対する回答もないと思うため、市長も含めて強く県に言っていただきたい。

○上下水道局長 要請に対する回答はなかった。引き続き県企業局へ、企業債や補助金を最大限活用するようお願いをしたいと思います。

○上地安之 議員 県の改定額と市の改定額の説明を伺う。

○上下水道局長 本市は今年度の改定は無く、令和7年4月に改定を行う。県は10月より改定をしており、条例上は23円46銭だが補助金を活用し、5.21円圧縮している。そのため約18円影響している。

○上地安之 議員 約18円の料金改定が生じているが影響額はいくらになる

	か。 ○上下水道局長 1億3,100万円の影響額は、改定額が約23円の場合の金額になり、圧縮された約18円の料金改定では…。 ○上地安之 議員 これは大丈夫です。いずれにしても市が負担をしており、令和7年4月、令和8年4月に段階的に値上げを行う。今年度の市民負担を取り除いて、その他については、市民の負担になるということと思う。 ○上下水道局長 県は33円46銭の改定額になるが、本市は46銭圧縮した33円の改定とし、令和7年4月に23円、令和8年4月に10円の改定、その圧縮分の影響額は600万程度あるが、本市の企業努力で対応する。 ○上地安之 議員 それは市で負担していくと理解する。 ○上下水道局長 利益剰余金ができるため、ここは企業努力でやっていくということである。 ○上地安之 議員 料金改定を行わない自治体はどこか。 ○上下水道局長 県企業局より受水している市町村は28市町村あるが、4月に9市へアンケート調査を行った。町村に対してはアンケート調査を行っていないため、実態把握ができていないが、全市町村料金改定を行わなければ、経営が成り立たないかと思う。 ○上地安之 議員 では、全ての市町村は改定の方向だと理解してよいか。 ○上下水道局長 町村については把握できていない。 ○上地安之 議員 市についてはどうか。 ○上下水道局長 市は本島内すべて改定である。 ○上地安之 議員 今後、交付金を活用して水道料金を減免する考えは、県と市は持っているのか伺う。 ○上下水道局長 基本的には水道事業は独立採算制をとっており、現時点でお答えするのは難しいが、仮に交付金を活用できる環境にあれば、活用し減免をしていきたいと思う。しかし、他の事業と重なる部分も予想されるため、財政当局と相談をしていかなければならない。 ○上地安之 議員 沖縄県は今年度、交付金を活用し改定価格を圧縮しているが、次年度も行う予定との連絡は入っているか。 ○上下水道局長 現時点でそういった情報は伺っていない。 ○上地安之 議員 県企業局から水を購入している基地に対する影響はどうなっているか。 ○上下水道局長 資料1の3)の現行料金と改定料金との比較表をご覧ください。官公署その他団体用の表が基地の料金になるが、同様に令和7年4月に23円、令和8年4月に10円値上げを行う。 ○上地安之 議員 基地についても改定料金の請求を行うということか。 (上下水道局長「その通りである」) ○上地安之 議員 そしてそれについての収入確保は問題ないということか。 (上下水道局長「その通りである」)
--	--

	○呉屋等 議長 資料3の5ページ、パブリックコメント実施の概要について、10月22日に「他府県では、ひとり親家庭の減額や免除がある市町村があるようです。水道代が上がるのであれば、宜野湾市にもそのような制度があれば助かります。」とご意見あるが、この現状を教えてください。 ○上下水道局長 現状では、他府県が取り組んでいるような制度はない。 ○呉屋等 議長 今後回答しなければならないと思うが、今後はそれを受けて…。 ○上下水道局長 回答については、回答書を作成しホームページへ公表していくが、福祉推進部と状況を確認しながら、どのような取組ができるのか含めて回答していきたい。また、福祉推進部で減免制度に近いような制度があれば、情報提供していきたい。 ○呉屋等 議長 パブリックコメント募集の期間が22日間と少ないと思う。いただいた意見に対しては丁寧な回答をしていただきたい。 ○上下水道局長 パブリックコメントの期間だが、当初は1か月程度を予定していたがスケジュールの圧縮があったため短くなってしまった。 ○上里広幸 議員 組織として、協力体制はあるのか。 ○上下水道局長 法人へ書類の提供依頼を行った際はきちんと提供されている。 ○プリティ宮城ちえ 議員 資料2の6ページ、条を削るとあるがこの説明をいただけるか。 ○上下水道局長 水道料金の債権放棄については、これまで給水条例で行っていた。本市は今年の4月から、市の債権管理を一元化するとして債権管理条例が制定、施行されている。上下水道局としては市の債権管理条例と整合を図るため、また、基本的には後にできた法令が優先されるため、市の債権管理条例を優先し、各号に整合させるため条を削除し、市全体で私債権放棄の規定に全て整合させ、運用していくということで、施行が4月1日ではなく年度末に債権放棄をするため、条例が公布されたその日から施行させていただくということで、運用的にも問題ない形で…。水道料金の債権放棄については、市の一元化した債権管理条例に基づいて債権放棄の手続きを取っていくことで、条を削るものである。 ○嶺井拓磨 議員 海外の影響による物価高が仮に落ち着いた場合、すぐに料金を下げる認識でよいのか。 ○上下水道局長 必要以上の利益を出す必要はないと考えるため、情勢が変われば料金改定審議会へ諮り、適正価格の審議をしていただき、料金が圧縮される可能性はあると思う。 ○嶺井拓磨 議員 水不足の際に、節水の呼びかけを行っていたが、上下水道局から水の使用量を減らすような対策を打ち出したりしていないか。 ○上下水道局長 節水意識を向上させるような情報発信は行っていない。 ○又吉亮 議員 収益的収入の中で一般会計補助金からの収入があるが、これは
--	--

	率や額が決まっているものか確認する。 ○上下水道局長 水道事業会計において、基本的に全て水道事業収益の中で賄っているが、水道会計のみ、一部、職員の児童手当の分を一般会計から補助金をもらっている。 ○又吉亮 議員 県企業局の方でも、一般会計からの補助金という形で収入を得られることができるのか、同じように額が決まっているのか、何に対し充てることができるかと決まっているのか確認する。 ○上下水道局長 詳細は把握していないが、10月から約23円だった値上げを一般会計からの補助金を活用し約18円としているため、企業局もこういった補助金を受け入れられるということではあるが、どれくらいの金額等のルールは恐らくないと思う。 ○又吉亮 議員 例えば、県企業局の話だが、国からの補助を沖縄県の一般会計の中に入れ、そこから押し出すような仕組みで一般会計からの補助として出すことは可能性としてあるものか。 ○上下水道局長 ルールの話か。 ○又吉亮 議員 そのとおりである。 ○上下水道局長 県の財政的な部分までは把握できていないため、お答えすることが難しい。 ○宮城優 議員 改定料金のなかへP F O Sの除去費用も加味されているのか。 ○上下水道局長 県の増額費用は加味されていると説明を受けている。今回の値上げに対する割合としては値上げ合計額約33円の中の11パーセント、3円8銭と聞いている。 ○宮城優 議員 それをもとに宜野湾市も値上げを行い、本市は46銭は圧縮しているという理解でよいか。 ○上下水道局長 そのとおりである。 ○知念秀明 議員 県は10月に23円上げており、本市は来年4月から33円値上げなのか。 ○上下水道局長 県は来年4月に23円46銭、本市は46銭圧縮し23円の値上げになる。令和8年4月は県も市も10円の値上げになる。 ○上地安之 議員 さきほどの債権放棄に関して、認識を確認するが、債権放棄をした際には請求しなくてよいのがこの条例だが、放棄した後、債権者が支払いを求めるケースもある。それは受けられるようになっているため、放棄をしたからといって取らないという認識は整理するべきである。 ○上下水道局長 他の私債権と同様にマニュアルに基づき、水道料金も同様の運用を行うため…。 ○上地安之 議員 ですので、放棄をした場合、それで終わるのだが、その後債権者が支払いをするケースもある。それは受け入れられるので、放棄をしたからといって全て終わりではないということを認識していただきたい。 ○上下水道局長 それは認識させていただきたい。こちらから少し説明してよ
--	---

いか。

(議会事務局長「はい」)

○上下水道局長 資料2の4ページ、5ページをご覧いただきたい。条例の改正について、料金改定に影響する内容ではないが超過料金の水量の表現の仕方が、家庭用で例をとって申し上げると、家庭用の基本水量が8 m³となっている。基本料金は8 m³までは950円、そして超過料金1 m³超過すると180円かかるという表記だが、現行は9 m³から20 m³という表現になっている。各市町村もおおむね同様の表現だが、適正な表現ではないため、料金改定をする際に適正な表現方法に改めたいと思う。改正案をご覧いただきたい。家庭用で申し上げると基本料金は8 m³までとなっているため、超過料金が8 m³を越え20 m³まで、以下についても同様な表現に改めさせていただきたい。

以上